

役員等の報酬に関する規程

定款第8条及び第21条に基づく本法人役員等の報酬は次の通りとする。

第1条 評議員選任・解任委員及び評議員若しくは理事・監事(以下、役員等という)に対しては、当分の間無報酬とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、評議員選任・解任委員会、評議員会又は理事会の開催に際して、出席した役員等に対して交通費を支給することができる。

第3条 交通費は、交通手段の如何を問わず会議1回あたり一律3000円を上限とし、現金支給を原則とする。ただし、他の物品をもってこれに替えることができる。

第4条 評議員選任・解任委員会、評議員会又は理事会への出席のほか、役員等が本法人業務に従事する場合もこの規定の定めるところによる。

第5条 この規定は、平成29年6月1日より施行する。

以 上

平成29年5月27日、評議員会において決議